

平成20年5月9日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」の公布について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日平成20年5月9日付官報において、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成二十年厚生労働省令第百七号）が公布され、同年6月1日より施行されることとなりました。

つきましては、省令全文を別添のとおり情報提供いたしますので、関係機関等に周知いただくようお願ひいたします。

なお、本省令の解釈通知を近日中に発出し、平成20年6月1日の本省令の施行と同時に適用させていただくこととしております。

照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3971)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同五七〇・五六一)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件
(同五六二・五六五)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の業務を行つ事務所の所在地等を変更した件 (同五六六)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録講習機関の役員の氏名を変更した件 (同五六七)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録試験機関の試験員の氏名を変更した件 (同五六八)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録講習機関の役員の氏名を変更した件 (同五六九)
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(財務一六二)
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同一六三・一六九)
○国債の発行等に関する省令第七条第十三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同一七〇・一七二)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件 (国土交通五五六)

〔省令〕
〔告示〕



(号外)
独立行政法人国印印刷局

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の業務を行つ事務所の所在地等を変更した件 (同五六六)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録講習機関の役員の氏名を変更した件 (同五六七)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録試験機関の試験員の氏名を変更した件 (同五六八)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録講習機関の役員の氏名を変更した件 (同五六九)
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
(財務一六二)
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同一六三・一六九)
○国債の発行等に関する省令第七条第十三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
(同一七〇・一七二)
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件 (国土交通五五六)

〔官厅報告〕

官厅事項

個人情報の保護に関する基本方針の一
部変更の公表について (内閣府)

独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標の公表について
(厚生労働省・農林水産省)

独立行政法人農業者年金基金の中期目標の公表について
(厚生労働省・農林水産省)

独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標の公表について (農林水産省)

独立行政法人種苗管理センターの中期目標の一部変更の公表について (同)

独立行政法人国際農林水産業研究センターの中期目標の一部変更の公表について (同)

独立行政法人森林総合研究所の中期目標の一部変更の公表について (同)

〔公告〕

諸事項

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係

特殊法人等

首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

○厚生労働省令第百七号
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。
平成二十年五月九日
(この省令の趣旨)
厚生労働大臣 舛添 要一
第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定による軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

第二条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものに入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようすることを目指すものでなければならない。

第三条 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。また、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療を重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第四条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

〔省令〕

令

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。(設備の専用)

第四条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。(職員の資格要件)

第五条 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

法第二十三条第一項の生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条 (職員の専従)

軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなけばならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要な事項

第八条 軽費老人ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害(非常災害対策)が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第九条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。(記録の整備)

二 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 入所者に提供するサービスに関する計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録

五 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採つた処置についての同条第三項の記録(設備の基準)

第十条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同法第二百五十二条の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリングクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮したこと。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

二 浴室

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十・二平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十・四五平方メートル以上とすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十・二平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十・四五平方メートル以上とすること。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十・二平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十・四五平方メートル以上とすること。

二 共同生活室

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

二 浴室

二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第十四条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十三項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業を行なう者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十五条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第十六条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）
二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適當と認められるもの

(生活相談等)

第十九条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行なわなければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第十七条 軽費老人ホームは、入所者について、

1 安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対する

サービスの提供に当たつては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービス

の提供に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合

には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

4 (食事)
一 軽費老人ホームは、入所者に付いて、健康の維持に努めなければならない。

第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて適切に居宅サービス等（同法第二十三条规定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

2 軽費老人ホームは、入所者に付いて、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

(施設長の責務)

2 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人

二 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条までの規定を遵守するために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び必要な支援を行なうほか、次に掲げる業務を行なわなければならない。

2 入所者の居宅サービス等の利用に際して採つた処置についての同条第三項の記録を行うこと。

3 第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採つた処置についての同条第三項の記録を行うこと。

4 前項の規定にかかるほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

5 法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

7 (居宅サービス等の利用)

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

7 前項の規定にかかるほか、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

8 第三十三条第二項の苦情の内容等の記録を行なうこと。

9 第二十二条第二項の事故の状況及び事故に際して採つた処置についての同条第三項の記録を行なうこと。

10 第二十二条第二項の苦情の内容等の記録を行なうこと。

11 第二十四条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

12 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たつては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

13 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

14 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がない。

15 (定員の遵守)

(衛生管理等)

第二十六条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(秘密保持等)

(広告)

第三十条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

2 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに關し、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十二条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに關し、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年六月一日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

第二条 この省令の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、次にいずれかに該当するものとして都道府県知事が指定するものについては、第二条から第三十三条までの規定にかかわらず、次条から附則第七条の定めるところによる。

一 軽費老人ホームA型(附則第三条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)

二 軽費老人ホームB型(附則第十一条から附則第十七条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入れさせ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宣を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老

人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第四条 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第五条 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならぬ。

2 前項の規定にかかるわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聽いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されるものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するににより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老

一 洗面所	八 六
二 便所	七 五
三 医務室	八 八
四 調理室	九 九
五 職員室	十 十
六 宿直室	十一 十一
七 面談室	十二 十二
八 洗濯室又は洗濯場	十三 十三
九	十四
十	前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
十一	前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
十二	一 居室
十三	二 浴室
十四	老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
十五	四 調理室
十六	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
十七	(軽費老人ホーム A 型の職員配置の基準)
十八	第六条 軽費老人ホーム A 型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム A 型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る)にあっては第五号の栄養士、第六号の事務員、第七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホーム A 型にあっては第八号の調理員を置かないことができる。
十九	一 施設長
二十	イ 生活相談員
二十一	イ 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

一 生活相談員	二 生活相談員
三 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	四 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
五 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	六 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
七 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	八 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
九 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十一 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十二 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十三 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十四 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十五 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十六 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十七 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十八 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十九 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	二十 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
二十一 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	二十二 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上

一 生活相談員	二 生活相談員
三 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	四 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
五 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	六 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
七 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	八 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
九 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十一 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十二 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十三 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十四 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十五 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十六 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十七 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	十八 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
十九 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	二十 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上
二十一 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、一百以上	二十二 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、二以上

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第九条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 次条において準用する第三十一条第二項の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 次条において準用する第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録を行うこと。

四 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

五 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては、主任介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

(準用)

第六条 第三条から第九条まで、第十二条から第十七条まで、第十九条から第二十条まで、第二十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十二条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。

第七条 第二十三条から第二十四条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十二条から第三十三条までの規定は、軽費老人ホームB型に係る基本方針。

第八条 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができる程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所さ

せ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

九 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行いうるよう努めなければならない。

一 軽費老人ホームB型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームB型に係る規模)

第十一条 軽費老人ホームB型は、五十人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、二十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

第十二条 軽費老人ホームB型は、五十人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、二十人以上)の人員を入所させることができる規

模を有しなければならない。

二 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

三 入所者の生活、身上に関する相談及び助言提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すこと

でなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待す

ることができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

四 居室

一 諸般の居室

二 諸般の居室

三 諸般の居室

四 諸般の居室

五 諸般の居室

六 諸般の居室

七 諸般の居室

八 諸般の居室

九 諸般の居室

十 諸般の居室

十一 諸般の居室

十二 諸般の居室

二 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員

一 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適

並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当数

一 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

二 前項第二号の管理を行う職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

三 第一項第二号の管理を行う職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

四 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿勤務を除く)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

五 第一項第三号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

二 洗面所及び調理設備

三 浴室

四 洗面所及び調理設備

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 居住に要する費用(次号の費用を除く)

七 居室に係る光熱水費

八 入所者が負担せざるものに係る費用であつても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担せざることが適當と認められるもの

九 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

一 軽費老人ホームB型における自炊の支援等を行なうために必要な支援を行わなければならない。

二 施設長

三 管理人

四 管理人

五 管理人

六 管理人

七 管理人

八 管理人

九 管理人

一 施設長

二 施設長

三 施設長

四 施設長

五 施設長

六 施設長

七 施設長

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

一 軽費老人ホームB型における自炊の支援等を行なうために必要な支援を行わなければならない。

二 施設長

三 管理人

四 管理人

五 管理人

六 管理人

七 管理人

八 管理人

九 管理人

一 施設長

二 施設長

三 施設長

四 施設長

五 施設長

六 施設長

七 施設長

